

青森県報

第五百四十六号

令和四年
十二月七日
(水曜日)

目次

告 示

- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……一

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(構造政策課) ……二
- 農用地利用配分計画の認可……………(同) ……三

出先機関

- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南地域民局) ……三
- 土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域民局) ……四
- 道路の位置の指定……………(上北地域民局) ……四
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) ……四

告 示

青森県告示第六百四十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九條の十九第一号の規

定により公示する。

令和四年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふれあい薬局平川店	平川市柏木町藤山二四の八	令和四年十二月二日

青森県告示第六百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一條第一号の規定により公示する。

令和四年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う場所	指 定 年 月 日
十和興産株 式会社	居宅介護	十和興産株 式会社 主たる事務所の 所在地	令和四年十二月一日
十和興産株 式会社	重度訪問 介護	十和興産株 式会社 主たる事務所の 所在地	令和四年十二月一日

青森県告示第六百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年一月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道			三沢十和田線	三沢市新町二丁目三二の三〇〇八から 三沢市大字犬落瀬字古間木八二の七まで	後	前		
					一〇九・七五メートルから	一〇九・七五メートルまで	五二一・九五メートル	
					一〇九・七五メートルから	二六・三二メートルまで	四六二・五〇メートル	
					一〇九・七五メートルから	七・九四メートルから		

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和四年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
弘前市大字土堂字早川三〇〇の一	田	一九九三
弘前市大字新岡字外ノ沢三二の三七	畑	二、二八五

二 利用権の内容

三 利用権の始期及び存続期間

農地の区分	利用権の内容
弘前市大字土堂字早川三〇〇の一	賃借権
弘前市大字新岡字外ノ沢三二の三七	賃借権

四 借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
弘前市大字土堂字早川三〇〇の一	令和五年二月一日	五年	五九、〇〇〇
弘前市大字新岡字外ノ沢三二の三七	令和五年二月一日	五年	一〇一、五〇〇

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農地の区分	所有者等に係る情報
弘前市大字土堂字早川三〇〇の一	平成二十七年三月に登記名義人が死亡し、所有者が確認できない状態となっている。
弘前市大字新岡字外ノ沢三二の三七	平成十四年十二月に登記名義人が死亡し、所有者が確認できない状態となっている。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和四年十二月七日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和四年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
高山 弘樹	三戸郡五戸町	三戸郡五戸町大字手倉橋字和田三二の一のうち	三戸郡五戸町大字手倉橋字和田三二の一のうち
姥名 徳馬	上北郡七戸町	上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の一ほか二筆	上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の一ほか二筆

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、平

川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年十二月七日

中南地域県民局長 澁 谷 俊 樹

役員別	氏 名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	岩 渕 琢 緒	平川市原田村元一二七	令和 四・八・三就任
	齋 藤 博 彦	弘前市大字石川字石川一三五の一	
	今 井 誠 弘	平川市館山下扇田五六	
	工 藤 欣 悦	小杉西田二の一〇	
	栗 林 定 利	柏木町東田二〇七の一	
	齋 藤 秋 美	館田中前田七九	
	須々田 勝久	本町北柳田七六の一	
	對馬 明 宏	松館井ノ上三一	
	對馬 敏	大光寺三村井一三の一九	
	古 川 榮	大坊前田七の三	
	成 田 司	大坊福田一四の六	
	中 畑 勝 江	岩館村元四六の三	
	葛 西 隆 文	苗生松元東田一一の一	
	今 井 似	松崎亀井二の一	
監 事	須 藤 光 悦	柏木町東田二一七	四・八・三退任
	田 中 り 子	石郷村元九〇の一	
	丹 藤 義 信	弘前市大字小比内三丁目五の一	
	小 山 内 健 一	平川市大光寺一滝本一五三	
	今 井 誠 弘	館山下扇田五六	
	成 田 司	大坊福田一四の六	
	船 越 榮 造	本町北柳田二八の五	
	齋 藤 博 彦	弘前市大字石川字石川一三五の一	
	工 藤 欣 悦	平川市小杉西田二の一〇	
	對馬 明 宏	松館井ノ上三一	

〃	葛西 隆文	〃	苗生松元東田一の一	〃
〃	奈良 文明	〃	館田前田八五の一	〃
〃	中畑 勝江	〃	岩館村元四六の三	〃
〃	栗林 定利	〃	柏木町東田二〇七の一	〃
〃	成田 美千彦	〃	大坊前田一〇二	〃
〃	岩淵 琢緒	〃	原田村元一二七	〃
〃	今井 仞	〃	松崎亀井二の一	〃
〃	須藤 光悦	〃	柏木町東田二一七	〃
〃	田中 るり子	〃	石郷村元九〇の一	〃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、田子町土地改良区の定款の変更を令和四年九月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年十二月七日

三八地域県民局長 富谷 正行

上北地域県民局告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月七日

上北地域県民局長 石橋 豊

位	置	延	長	幅	員	指
						年月日

十和田市大字三本木字西金 崎五三二の二及び五八四の二	四四・二五メートル	六・〇〇メートル	令和 四・二・二六
-------------------------------	-----------	----------	--------------

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、坪土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年十二月七日

上北地域県民局長 石橋 豊

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	坪 一十三	上北郡七戸町字天間館前川原二八	令和 四・四・一就任
〃	坪 賢次	〃	〃
〃	坪 壽美	〃	〃
〃	坪 登	〃	〃
〃	古屋敷 齊	〃	〃
〃	坪 晴男	〃	〃
〃	原子 満	〃	〃
〃	坪 晃	〃	〃
〃	坪 義孝	〃	〃
〃	坪 竹千代	〃	〃
〃	坪 一十三	〃	〃
〃	坪 次男	〃	〃
〃	鳴海 長助	〃	〃
〃	古屋敷 齊	〃	〃
〃	坪 浅憲	〃	〃
〃	坪 壽美	〃	〃
〃	坪 利悦	〃	〃

〃 〃
坪 原 登 子 義 吉
〃 〃
〃 〃
字 上 後 平 平 三 三 五 の 九 一 六
〃 〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円